



# 山形県公報

平成20年10月31日(金)  
第1990号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出納局)...1411

### 告 示

- 有害図書類の指定.....(女性青少年政策室)...1412
- 鳥獣保護区の存続期間の更新.....(みどり自然課)...1413
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定.....(同)...1414
- 昭和53年10月県告示第1753号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....(同)...1415
- 昭和59年10月県告示第1308号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....(同)...同
- 平成10年10月県告示第1002号(鳥獣保護区設定)の一部改正.....(同)...1416
- 特定猟具使用禁止区域の指定.....(同)...同
- 平成16年10月県告示第1023号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正.....(同)...1418
- 生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...同
- 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同
- 指定居宅介護支援事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...1419
- 山形県労働者住宅建設資金利子補給金交付規程を廃止する規程.....(雇用労政課)...同
- 県営土地改良事業計画の変更.....(置賜総合支庁農村計画課)...1420
- 土地改良事業の計画変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...同
- 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)...同
- 県道の供用の開始.....(同)...1421
- 建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項に基づく特定工程等の指定.....(建築住宅課)...同
- 建築基準法第86条第1項の規定による認定.....(置賜総合支庁建築課)...同

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程.....1422

### 公 告

- 平成20年度准看護師試験の実施.....(保健薬務課)...1424
- 農地保有合理事業の実施に関する規程の変更の承認.....(置賜総合支庁農業振興課)...1425

## 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第89号

## 山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第62条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者による歳入の納付）

第62条の2 知事は、別に定める歳入について、法第231条の2第6項の規定により指定をした者（以下「指定代理納付者」という。）に納付させることができる。

2 知事は、指定代理納付者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項を変更するときも、同様とする。

第125条第3項ただし書中「奇数年の1月」を「偶数年の11月」に改め、同条第4項ただし書中「奇数年の1月又は2月」を「偶数年の11月」に改め、同条第5項第2号中「1月10日から同月25日まで」を「11月1日から同月15日まで」に改め、同項第3号中「1月26日から2月10日まで」を「11月16日から同月30日まで」に改め、同条第7項第1号中「奇数年の1月10日から同月25日まで」を「偶数年の11月1日から同月15日まで」に、「奇数年の1月26日から2月10日まで」を「偶数年の11月16日から同月30日まで」に改め、同項第2号中「偶数年の1月10日から同月25日まで」を「奇数年の11月1日から同月15日まで」に、「偶数年の1月26日から2月10日まで」を「奇数年の11月16日から同月30日まで」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

 告 示
 

---

## 山形県告示第936号

山形県青少年保護条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

（図 書）

| 指定<br>番号 | 題 名                                      | 図書コード等     | 発 行 所 等     | 指 定 の 理 由                           |
|----------|------------------------------------------|------------|-------------|-------------------------------------|
| 8817     | 愛の体験スペシャルDX 2008 11月号                    | 11585 - 11 | (株) 竹 書 房   | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8818     | レディースコミック・タブー 11月号                       | 19673 - 11 | 三 和 出 版 (株) |                                     |
| 8819     | 禁じられた男と女 ゴージャスな人妻編                       | 52776 - 57 | (株)日本文芸社    |                                     |
| 8820     | J E T S C O M I D S ふたりエッチ <sup>40</sup> | 44325 - 88 | (株) 白 泉 社   |                                     |
| 8821     | Boy's LOVE 10月号                          | 18145 - 10 | (株)マガジンマガジン |                                     |
| 8822     | 恋愛白書パステル11 2008 NOV.                     | 19625 - 11 | 宙 出 版       |                                     |
| 8823     | Sweet プチ                                 | 15487 - 11 | (株)笠倉出版社    |                                     |
| 8824     | Young Love Comic aya 11月号                | 18815 - 11 | 宙 出 版       |                                     |
| 8825     | 新・幸せの時間 病室での情事                           | 50174 - 53 | (株) 双 葉 社   |                                     |

|      |                                       |              |               |
|------|---------------------------------------|--------------|---------------|
| 8826 | Lady's Comic Special AYA<br>2008年11月号 | 09571 - 11   | 宙 出 版         |
| 8827 | ヤングアニマル嵐2008 NO.11                    | 28307 - 11/1 | (株) 白 泉 社     |
| 8828 | 絶対恋愛Sweet 11 2008                     | 15557 - 11   | (株) 笠 倉 出 版 社 |
| 8829 | リン×ママ                                 | 57615 - 61   | (株) 竹 書 房     |
| 8830 | ワイルド カード～OL潜入艶戯～                      | 57615 - 62   | (株) 竹 書 房     |
| 8831 | ジュネコミックス メルティムーン弦月編                   | 47352 - 76   | (株)マガジンマガジン   |
| 8832 | 彼女にフラれる上手な方法                          | 57615 - 67   | (株) 竹 書 房     |
| 8833 | マは小悪魔のマ                               | 50702 - 11   | 実業之日本社        |
| 8834 | ACTION COMICS カラダ スイッチ                | 50174 - 62   | (株) 双 葉 社     |
| 8835 | ACTION COMICSラッキー・ライフ                 | 50174 - 75   | (株) 双 葉 社     |

《参考》山形県青少年保護条例第8条第2項第1号及び第2号の規定（包括指定）に該当する有害な図書類（図 書）

| 番号 | 題 名                                  | 図書コード等     | 発 行 所 等       |
|----|--------------------------------------|------------|---------------|
| 1  | 大人の女性のための愛の専門誌<br>コミックアムール2008 11号   | 03801 - 11 | (株) サ ン 出 版   |
| 2  | チョコベリグ!!放課後ドロップ<br>KY2008MAY         | 68360 - 65 | (株) 東 京 三 世 社 |
| 3  | アップル写真館投稿ビデオ<br>BEST SELECT May 2008 | 11583 - 5  | (株) 大 洋 図 書   |
| 4  | どんだけガールズ2008 NOV                     | 16623 - 11 | (株) 東 京 三 世 社 |

（録画テープ等）

| 番号 | 題 名           | 区 分   | 発 行 所 等             |
|----|---------------|-------|---------------------|
| 1  | ぶっかけ まんぐり返し   | D V D | (株)オプテイン・フュー<br>チャー |
| 2  | Hame! Project | D V D | (有)GORILLA PROJECT  |

山形県告示第937号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 名 称 蔵王鳥獣保護区（山形市及び上山市）  
 (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境

課において縦覧に供する。)

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、蔵王国定公園内に位置し、昆虫類やブナ、ナナカマド、ミズナラ等の樹木が豊富な地域である。このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、ニホンカモシカ、ヤマガラをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

2 (1) 名称 山寺雨呼山鳥獣保護区（山形市及び天童市）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山形市北東部に位置し、大部分が蔵王国定公園内にあり、山形県と宮城県の境界付近は、ブナ・チシマザサ群落を主とした標高1,000メートル前後の急峻な山系が続く地域である。このような森林鳥獣にとって良好な生息環境を反映して、ツキノワグマ、カモシカ等の大型鳥獣をはじめとした多様な鳥獣相が見られるとともに、イヌワシ、クマタカの希少鳥類の飛翔も確認されている地域である。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

3 (1) 名称 鮎貝鳥獣保護区（西置賜郡白鷹町）

(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、西置賜郡白鷹町の南西部に位置し、白鷹町鮎貝地域を中心に水田、畑地、果樹園、植林地等が混在し、田園風景が広がる多様な里山地域となっている。指定地域の東側には最上川中流域が広がり、アユ、イワナ等の内水面漁業が盛んな地域となっている。

また、里山地域として身近な鳥獣類が多く生息しており、カワラヒワ、ホオジロ、ヒヨドリ、セグロセキレイ、ヒガラ等の鳥類や、タヌキ、アナグマ、イタチ、リス等の身近な獣類が多く生息している。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

#### 山形県告示第938号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、蔵王鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 名称 蔵王鳥獣保護区特別保護地区（山形市及び上山市）

2 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

## 4 保護に関する指針

## (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 特別保護地区の指定目的

蔵王鳥獣保護区は、蔵王国定公園内に位置し、ブナ、アオモリトドマツ、ナナカマド、ミズナラ等の多彩な樹林が分布している。このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、坊平高原の仙人沢から、標高1,500メートル以上の蔵王連峰の主峰熊野岳を含む高山地帯までの地域は、標高が高くなるにつれ、ブナ - ミズナラ群落、アオモリトドマツ - ダケカンバ群落、高山性低木林帯へと変化に富んだ自然が多く残されている。

また、ブナの天然林が残されている坊平高原の仙人沢は、県が野鳥の森として指定し、野鳥愛護の普及啓発の場として重要な位置付けをしており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このように、鳥獣の良好な生息地となっていることから、開発等を制限して当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るため、引き続き特別保護地区に指定する。

## 山形県告示第939号

昭和53年10月県告示第1753号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

第2項及び第3項を次のように改める。

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

第3項の次に次の1項を加える。

## 4 保護に関する指針

## (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

## (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、西置賜郡白鷹町の南西部に位置し、白鷹町鮎貝地域を中心に水田、畑地、果樹園、植林地等が混在し、田園風景が広がる多様な里山地域となっている。指定地域の東側には最上川中流域が広がり、アユ、イワナ等の内水面漁業が盛んな地域となっている。

また、里山地域として身近な鳥獣類が多く生息しており、カワラヒワ、ホオジロ、ヒヨドリ、セグロセキレイ、ヒガラ等の鳥類や、タヌキ、アナグマ、イタチ、リス等の身近な獣類が多く生息している。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

## 山形県告示第940号

昭和59年10月県告示第1308号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

第1項に次の1号を加える。

## (4) 保護に関する指針

## イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、蔵王国定公園内に位置し、昆虫類やブナ、ナナカマド、ミズナラ等の樹木が豊富な地域であ

る。このような野生鳥獣にとって優れた生息環境を反映して、ニホンカモシカ、ヤマガラをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

第4項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成26年10月31日まで

第4項第4号口を次のように改める。

口 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、鶴岡市の西部に位置し、標高274メートルの高館山は、低山ながらブナの自然林が見られ、鳥獣の生息に適した良好な植生となっており、ノウサギ、ヒヨドリをはじめとする多様な鳥獣相が見られるとともに、オジロワシ、オオワシ等の希少鳥類の生息も確認されている。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、市民等と鳥獣とのふれあいの場を確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

なお、農業用かんがいため池として維持管理されている上池・下池の水面部分については、ガンカモ類をはじめとする渡り鳥の全国的に重要な越冬地となっていることから、平成20年10月21日から平成39年10月31日までの存続期間を定めて、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区になったことに伴い、当該部分を県鳥獣保護区の指定から解除し、高館山鳥獣保護区の区域を縮小するものである。

#### 山形県告示第941号

平成10年10月県告示第1002号（鳥獣保護区設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。  
平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

第2項及び第3項を次のように改める。

2 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

第3項の次に次の1項を加える。

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山形市北東部に位置し、大部分が蔵王国定公園内にあり、山形県と宮城県の境界付近は、ブナ・チシマザサ群落を主とした標高1,000メートル前後の急峻な山系が続く地域である。このような森林鳥獣にとって良好な生息環境を反映して、ツキノワグマ、カモシカ等の大型鳥獣をはじめとした多様な鳥獣相が見られるとともに、イヌワシ、クマタカの希少鳥類の飛翔も確認されている地域である。

このため、狩猟による生息環境の悪化や鳥獣の生息数の減少を防止し、鳥獣の保護繁殖を図るため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

#### 山形県告示第942号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 (1) 名 称 立谷川特定猟具使用禁止区域（山形市及び天童市）

(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 2 (1) 名 称 宮川特定猟具使用禁止区域（上山市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 北山特定猟具使用禁止区域（村山市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成26年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 元泉特定猟具使用禁止区域（西村山郡河北町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 下田特定猟具使用禁止区域（新庄市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 福寿野特定猟具使用禁止区域（最上郡舟形町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 秋山特定猟具使用禁止区域（最上郡真室川町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 和田川特定猟具使用禁止区域（東置賜郡高畠町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名 称 大舟特定猟具使用禁止区域（東置賜郡川西町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10 (1) 名 称 寺田特定猟具使用禁止区域（酒田市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11 (1) 名 称 立川特定猟具使用禁止区域（東田川郡庄内町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、文化環境部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

## 山形県告示第943号

平成16年10月県告示第1023号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第14項までを1項ずつ繰り上げる。

## 山形県告示第944号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地         | 指定年月日      |
|----------------|--------------------|------------|
| ヤマザワ薬局県立中央病院前店 | 山形市青柳1562番地1       | 平成20. 8. 4 |
| アスモ前調剤薬局       | 西置賜郡小国町大字小国町170番地5 | 同 9. 1     |

## 山形県告示第945号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|------------|-----------------|-------------|
| とざわ歯科クリニック | 最上郡戸沢村大字古口343番地 | 平成20. 7. 31 |

## 山形県告示第946号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称 | 施設又は実施する事業の種類                                | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日      |
|----------------------|----------------------------------------------|-----------------------|------------|
| 医療法人社団池田内科医院         | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導<br>訪問看護<br>介護予防訪問看護 | 酒田市広野字末広105番地4        | 平成20. 7. 1 |



|                          |                                |                      |         |
|--------------------------|--------------------------------|----------------------|---------|
| コミュニティママ家                | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護   | 鶴岡市中田字追分162番地 2      | 同 9. 1  |
| ライフサポートママ家               | 居宅介護支援                         | 同                    | 同       |
| グループホーム「ママ家」             | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護   | 同 常盤木字関口103番地 3      | 同       |
| 鮭川村地域包括支援センター            | 介護 予 防 支 援                     | 最上郡鮭川村大字佐渡2003番地 7   | 同       |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら亀ヶ崎 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 酒田市亀ヶ崎五丁目 4 番10号     | 同 9.20  |
| 居宅介護支援事業所かたくりの会          | 居 宅 介 護 支 援                    | 東置賜郡高畠町元和田1599番地の21  | 同 9.24  |
| デイホーム やまぼうし              | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護            | 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42番地 1   | 同 10. 1 |
| 小規模多機能型居宅介護施設ほなみ         | 小規模多機能型居宅介護                    | 東田川郡庄内町余目字四ツ興野19番地 1 | 同       |

山形県告示第947号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                              | 指定年月日      |
|--------------------------------|------------------------------------------|------------|
| 有限会社 ユニオン新庄<br>新庄市金沢1835番地の83  | かめさん介護センター・指定居宅介護支援事業所<br>新庄市金沢1835番地の82 | 平成20.10.20 |
| 山形県高齢者福祉生活協同組合<br>鶴岡市長者町17番18号 | 新庄地域福祉事業所さんのほり<br>新庄市小田島町 2 番 1 号        | 同 10.15    |

山形県告示第948号

山形県労働者住宅建設資金利子補給金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県労働者住宅建設資金利子補給金交付規程を廃止する規程

山形県労働者住宅建設資金利子補給金交付規程（昭和40年 8 月県告示第759号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第949号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営たまにわ東沢地区土地改良事業計画（中山間地域総合整備事業）を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営たまにわ東沢地区土地改良事業変更計画書（中山間地域総合整備事業）の写し
- 2 縦覧に供する場所  
川西町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成20年11月4日から同年12月3日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第950号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 認可年月日  
平成20年10月20日
- 3 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年10月31日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 西米沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長          |
|-------------------------------|------|-----------------------|--------------|
| 米沢市木場町5987番1から<br>同 5988番11まで | 旧    | 20.5メートル<br>ゝ<br>11.3 | メートル<br>41.0 |
| 同 上                           | 新    | 20.5メートル<br>ゝ<br>11.3 | 同 上          |

## 山形県告示第952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年10月31日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 西米沢停車場線
- 2 供用開始の区間 米沢市木場町5987番1から  
同 5988番11まで
- 3 供用開始の期日 平成20年10月31日

## 山形県告示第953号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 中間検査を行う区域  
山形県の区域のうち、山形市の区域を除く区域
- 2 中間検査を行う期間  
平成20年11月1日から平成23年10月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物  
次に掲げる建築物とする。ただし、建築基準法第85条第5項の適用を受けるものを除く。  
(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が3以上であり、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの（次号に掲げるものを除く。）  
(2) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が3以上である共同住宅
- 4 指定する特定工程  
次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。  
(1) 前項第1号に掲げる建築物 基礎及び地中ばりの配筋工事並びに2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事又は2階の床版の取付工事  
(2) 前項第2号に掲げる建築物 基礎及び地中ばりの配筋工事並びに2階の床版の取付工事
- 5 指定する特定工程後の工程  
特定工程に係る部分のコンクリート打設工事及び内外装工事

## 山形県告示第954号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、1又は2以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなされる一団体の区域は、次のとおりである。

なお、関係図書は、置賜総合支庁建設部建築課において縦覧に供する。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 認定番号 指令置総建第67号
- 2 認定区域 西置賜郡白鷹町鮎貝土地区画整理事業地内仮換地25街区1番
- 3 認定年月日 平成20年10月20日

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第23号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月31日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第135条第3項ただし書中「奇数年の1月」を「偶数年の11月」に改め、同条第4項ただし書中「奇数年の1月又は2月」を「偶数年の11月」に改め、同条第5項第2号中「1月10日から同月25日まで」を「11月1日から同月15日まで」に改め、同項第3号中「1月26日から2月10日まで」を「11月16日から同月30日まで」に改め、同条第7項第1号中「奇数年の1月10日から同月25日まで」を「偶数年の11月1日から同月15日まで」に、「奇数年の1月26日から2月10日まで」を「偶数年の11月16日から同月30日まで」に改め、同項第2号中「偶数年の1月10日から同月25日まで」を「奇数年の11月1日から同月15日まで」に、「偶数年の1月26日から2月10日まで」を「奇数年の11月16日から同月30日まで」に改める。

別記様式第74号を次のように改める。

様式第74号（競争入札参加資格審査申請書）（競争入札参加資格者名簿）

|  |     |
|--|-----|
|  | 新 規 |
|  | 更 新 |

|      |
|------|
| 登載番号 |
|------|

競争入札参加資格審査申請書（物品等の調達）兼委任状

山形県企業管理者 殿

|  |   |  |   |  |   |
|--|---|--|---|--|---|
|  | 年 |  | 月 |  | 日 |
|--|---|--|---|--|---|

年度に山形県企業局が行う物品及び役務（建設工事に係る測量・設計コンサル等を除く）の調達に係る競争入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者名及び住所

|            |  |
|------------|--|
| フリガナ       |  |
| (1) 商号又は名称 |  |

|          |  |   |  |
|----------|--|---|--|
| (2) 郵便番号 |  | - |  |
|----------|--|---|--|

|             |  |
|-------------|--|
| (3) 所在地又は住所 |  |
|-------------|--|

|           |  |              |
|-----------|--|--------------|
| (4) 代表者職名 |  | (7) 代表者印(実印) |
|-----------|--|--------------|

|       |  |      |  |
|-------|--|------|--|
| フリガナ  |  | フリガナ |  |
| (5) 姓 |  | 名    |  |

|          |  |
|----------|--|
| (6) 電話番号 |  |
| FAX番号    |  |

2 会社概要

|              |  |   |  |   |             |     |  |
|--------------|--|---|--|---|-------------|-----|--|
| (1) 設立又は事業開始 |  | 年 |  | 月 | (4) 県内の事業所等 | 1.有 |  |
|              |  |   |  |   |             | 2.無 |  |

|         |  |   |  |   |  |    |           |        |  |
|---------|--|---|--|---|--|----|-----------|--------|--|
| (2) 資本金 |  | , |  | , |  | 千円 | (5) 納税の状況 | 1.全て完納 |  |
|         |  |   |  |   |  |    |           | 2.未納有  |  |

|          |  |   |                 |         |  |
|----------|--|---|-----------------|---------|--|
| (3) 従業員数 |  | 人 | (6) 社会・労働保険加入状況 | 1.全て加入  |  |
|          |  |   |                 | 2.未加入有  |  |
|          |  |   |                 | 3.加入義務無 |  |

3 営業種目等

|        |                   |              |  |
|--------|-------------------|--------------|--|
| (1) 業種 | 1.卸売業 2.小売業 3.製造業 | (4) 営業に必要な許可 |  |
|        | 4.サービス業 5.その他の業   |              |  |

|          |   |   |   |
|----------|---|---|---|
| (2) 営業種目 | 1 | 2 | 3 |
|          |   |   |   |

|          |  |
|----------|--|
| (3) 取扱品目 |  |
|----------|--|

4 その他参考事項（ISO認証取得・障害者雇用促進事業主等）

|  |     |  |     |
|--|-----|--|-----|
|  | 1.内 |  | 1.大 |
|  | 2.外 |  | 2.小 |

|       |  |
|-------|--|
| 担当部署名 |  |
|-------|--|

|        |  |
|--------|--|
| 担当者職氏名 |  |
|--------|--|



農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
山形おきたま農業協同組合  
東置賜郡川西町大字上小松978番地1
- 2 農地保有合理化事業の実施地域  
米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡高畠町、同郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町及び同郡飯豊町における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- 3 農地保有合理化事業の種類  
(1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）  
(2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
- 4 承認年月日  
平成20年10月15日

平成20年10月31日印刷  
平成20年10月31日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056